

所得税や市・県民税の申告は 自分で作成して、早めの提出を!

ID 893689325

問合せ 確定申告について 津島税務署 ☎26-2161

電話は自動音声により案内していますので、音声案内に従い「2」を選択してください。

市・県民税について 市税務課市民税G ☎55-9263

確定申告は、簡単・便利なe-Taxで申告!

確定申告の相談は、チャットボットをご利用ください。

※チャットボットは、入力いただいたご質問にAIを活用した「税務職員ふたば」がお答えします。



1

津島税務署が開設する申告期間・受付会場

場所	受付期間	受付時間
文化会館	・ 2月16日(金)～3月15日(金)の平日 ・ 2月25日(日)	午前9時～午後5時

確定申告会場への入場には「入場整理券」が必要です

「入場整理券」は、会場での当日配付、または、LINEアプリを使ったオンラインでの事前発行の2通りで配付されます。

また、配付状況に応じて、後日の来場をお願いすることもあります。



▲国税庁公式LINE
アカウント

国税庁LINE公式アカウントと友だちになった後、予約をしていただけます。

【注意点】

- ・ 入場時に、当日配付した「入場整理券」もしくはLINEアプリで事前発行した際に表示される「受付完了」画面を確認しますので、必ずお持ちください。
- ・ 「入場整理券」には、会場へ入場できる時間帯が記載されていますので、指定された時間帯内に会場へお越しください。
- ・ 指定された時間帯に遅れた場合は、入場できない場合があります。また、会場の混雑状況に応じ、指定された時間帯内であっても入場をお待ちいただく場合があります。

◆確定申告会場にお越しになる方へ

確定申告会場では、基本的にご自身のスマホで申告していただきます。

来場の際には、事前にマイナポータルアプリをインストールするほか、以下2点が必要になりますので、ご準備をお願いします。

- ①源泉徴収票などの申告書作成に必要な書類
- ②スマホおよびマイナンバーカード

※マイナンバーカードの発行時に設定した次のパスワードも必要です。

- ・ 署名用電子証明書(英数字6～16桁)
- ・ 利用者証明用電子証明書(数字4桁)

◆確定申告会場:文化会館

申告書の作成・提出は
国税庁ホームページから



確定申告

次の方は津島税務署(文化会館内申告会場)へ

- ・ 個人事業主で青色申告される方
- ・ 確定申告をされる方で事業所得(営業等、農業)または不動産所得の収支内訳書が未作成の方
- ・ 令和5年中に土地や家屋、株式を売却された方や暗号資産(仮想通貨)、FXの申告をされる方
- ・ 家屋の新築または購入などにより新たに住宅借入金等特別控除を受けられる方
- ・ 死亡した方の確定申告をされる方

2

市が開設する申告期間・受付会場

場所	受付期間	受付時間
市役所4階 大会議室	2月16日(金)～3月15日(金)の平日	午前9時～11時 午後1時～4時
神守支所	2月16日(金)～2月27日(火)の平日	午前9時～11時 午後1時～4時 (2月27日は、午前のみ開催)
神島田連絡所	2月28日(水)～3月1日(金)	午前9時～11時 午後1時～4時 (3月1日は午後3時まで)

市・県民税申告書は、市ホームページから作成、印刷できます！

自分で作成した申告書は、会場入口付近に設置する申告書受付箱へ投函、または郵送による提出をお願いします。

提出先 〒496-8686(住所不要)津島市役所税務課宛

※市・県民税の申告書に限り、申告期間前でも市役所2階税務課窓口で随時受付します(開庁日に限る)。

申告会場の入場には「事前予約」が必要です

必ず予約をお取りいただいたうえでご来場ください。予約は、インターネットと電話のどちらかでお取りください。

※予約時間にお越しいただいても、前の方の申告内容により受付させていただく時間が遅くなる場合がありますのでご了承ください。

インターネット予約 空席確認もできる簡単・便利なインターネットでの予約にご協力ください。

受付開始日時 下記各会場の予約受付開始日の午前9時(前日午後5時まで土・日曜日、祝日も含め24時間予約可能)

市開設申告会場の
予約はこちらから



コールセンター 予約専用です。申告内容の相談等については、お答えしかねます。各種相談は各問合先へお電話ください。

今回から各会場で予約受付開始日時が異なります。来場予定の会場を確認のうえ、お電話ください。

場所	予約受付期間	予約受付時間(コールセンター)
市役所4階 大会議室	2月1日(木)～3月14日(木)の平日	午前9時～午後5時
神守支所	2月8日(木)～26日(月)の平日	午前9時～午後5時
神島田連絡所	2月15日(木)～29日(木)の平日	午前9時～午後5時

予約専用電話

混雑状況により繋がらない場合があります。特に、予約受付開始日は、大変混雑します。繋がらない場合は、後日改めておかけ直してください。

① ☎080-7520-8630

② ☎080-7520-6437

③ ☎080-9671-8368(2月1日・8日・15日のみ利用可。それ以外の日は、①と②の電話番号へおかけください)

申告時の主な注意点

- ・津島税務署が開設する会場は「入場整理券」、市が開設する会場は「事前予約」が必要です。あらかじめ取得のうえ、お出かけください。
- ・市が開催する会場で多数の配当所得や給与所得、寄附金控除を申告される方、医療費控除明細書等が未作成の方は受付をお断りする場合があります。
- ・医療費控除の適用には「医療費控除の明細書」の添付が必要です。
- ・申告書の作成にはマイナンバー(12桁)の記載および本人確認書類の提示が必要です。
- ・事前に必要書類等を確認のうえ、持参!

控除等証明書に加え、税務署からの「確定申告のお知らせ」はがきがある方は、併せてお持ちください。

各控除証明書を紛失等された場合は、各担当窓口にて再発行の依頼をしてください。

なお、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料と介護保険料の納付額確認書については、[市政のひろば1月号6・7ページ](#)をご覧ください。

令和5年分市・県民税申告書は自分で作成して提出しましょう!

市・県民税等の申告について

申告前にご確認ください!

申告書の作成をスムーズに行うため、あらかじめ必要書類の確認を行い、ご自分での申告書の作成(申告書、医療費控除明細書、事業所得(営業等、農林)または不動産所得がある方は収支内訳書)をしていただきますようご協力をお願いします。

また、市・県民税申告書は、市ホームページから作成、印刷できます。作成した市・県民税申告書は、会場入口付近に設置する申告書受付箱へ投函、または郵送による提出をさせていただきますようお願いいたします。

提出先 〒436-8686(住所不要) 津島市税務課窓口

※市・県民税申告期限は、昨年申告された方(収入の申告は除く)を対象に1月末にご自宅へ郵送します。

※市・県民税の申告に取り、申告期限前でも税務課窓口で随時受付(開庁日に限る)を行います。

問合せ 市・県民税申告 市税課津島市民税G ☎55-9263
確定申告 津島税務署 ☎26-2161

納付額確認書の発送

所得の申告で社会保険料の控除に必要な国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の納付額確認書を1月下旬に送付します。

送付される方

- ・納付または口座振替等で納付している方
- ・遺族年金や障害年金からの天引きで納付している方

送付されない方

- ・市に市政府で交付を受けている方
- ・老齢・遺族年金等からの天引きで納付している方(年金保険者からの送付される公的年金等の源泉徴収をご利用ください)

問合せ 国民健康保険税 ☎24-1113
保険年金課 国民健康保険G ☎24-1113
後期高齢者医療保険料 保険年金課 医療・年金G ☎24-1114
介護保険料 高齢介護課 介護保険G ☎24-1117

書類を送付しなす

津島税務署からのお知らせ

確定申告は、スマホ・マイナンバーを利用して、**簡単・便利なe-Taxで!**

申告会場は、大変混雑しますので、ご自宅等からのe-Taxを利用した申告にご協力ください(申告会場に来場をお考えの方は、早期のご来場をお願いします)。

会場 文化会館
期間 2月18日(金)から3月15日(土)の平日2月25日(日)
※要領収書などの申告書作成に必要な書類をご用意ください

なお、確定申告会場では、基本的に自身のスマホで申告していただきますので、事前にマイナンバーカードアプリをインストールするとともに、マイナンバーカード(※)をお持ちいただくこと申告書の作成がスムーズに行えます。

※マイナンバーカードの発行時に設定した次のパスワードも必要になりますので、ご準備をお願いします。

- ・マイナンバーカード(※)のパスワード(16桁)
- ・利用開始用電子証明書(数字4桁)

また、**確定申告会場への入場には、「入場整理券」が必要**です。「入場整理券」は、確定申告会場の当日配布、または、LINEアプリを使ったオンラインによる事前発行の2つの方法で配布します(入場整理券の配布状況に応じて、後日の来場をお願いする場合がありますのでご了承ください)。

問合せ 津島税務署 ☎26-2161

障害者控除対象者認定書の発送

ID 315085924

所得税および市・県民税の障害者控除を受けるために必要な「障害者控除対象者認定書」を1月下旬に発送します。

対象

特別障害がある者 65歳以上で令和5年12月31日現在の要介護認定が「要介護4または5」で、専たせりまたは重度の認知症の方
障害がない者 65歳以上で令和5年12月31日現在の要介護認定が「要介護1以上」の方

※要介護認定の判定において、障害高齢者の日常生活自立度、または認知症高齢者の日常生活自立度が基準以上である方が対象です。障害者手帳とは異なります。

問合せ 高齢介護課 介護保険G ☎24-1117

医療費通知の発送

国民健康保険で医療費を受診された方に対し、2カ月ごとに発送しています。令和5年11-12月分を2月中旬に発送します。

確定申告などで医療費控除を申告する方は、この通知を添付すると医療費控除明細書の記載を省略できます。医療費通知が届く前に申告する方は、領収書をご利用ください。

問合せ 保険年金課 国民健康保険G ☎24-1113

軽自動車税(種別割)の減免に関する現況届について

問合せ 税務課市民税G ☎55-9263

令和5年度に引き続き次年度も減免を申請される場合は、2月上旬に現況届を送付しますので、提出忘れのないよう、お気を付けください。

対象 令和5年度に軽自動車税(種別割)減免を利用した方で、現在も車両の登録内容に変更がない方

なお、次のいずれかに当てはまる方は、申請方法が異なりますので、直接問い合わせ先へ。

- ・初めて減免を申請する方
- ・車両の登録内容に変更がある方



あなたの申告は？

下記の①②③の当てはまるところで確認してください。

①給与

年末調整は済んでいますか？

はい

いいえ

次のうち1つでも該当しますか？

- ・年末調整済以外の給与がある。
- ・年金など給与以外の所得がある。

はい

いいえ

それは20万円を超えていますか？

はい

いいえ

所得税の確定申告をしてください。

市・県民税の申告をしてください。

控除に変更がありますか？

(扶養控除・住宅借入金等特別控除・医療費控除・雑損控除等)

はい

いいえ

所得税の確定申告をしてください。

申告の必要はありません。

次のうち1つでも該当しますか？

- ・2,000万円を超える給与がある。
- ・給与を2カ所以上からもらっている。
- ・年金など給与以外の所得が20万円を超える。

○
○
○

はい

いいえ

所得税の確定申告をしてください。

所得税の確定申告の必要はありませんが、扶養親族の状況、各種控除合計額によって市・県民税の申告が必要となる場合があります。

②個人事業など

個人事業

不動産などの収入

土地・家屋の売却

所得額が控除額を超えますか？

はい

いいえ

所得税の確定申告をしてください。

市・県民税の申告をしてください。※1・2

※1 各種事業所得等について初めて申告される方は、税務署主催の会場で確定申告をしてください。

※2 各種事業所得等にかかる収入・経費等の関係書類を紛失された場合は、税務署へお問い合わせください。

③年金

1年間の年金収入が400万円を超えますか？

はい

いいえ

所得税の確定申告をしてください。

年金以外の所得が1年間で20万円を超えますか？

はい

いいえ

所得税の確定申告をしてください。

あなたの年齢は65歳以上ですか？(昭和34年1月1日以前生まれの方)

はい

いいえ

※給与所得と年金所得がある方は、年金収入が400万円以下であっても、給与所得が20万円を超えていれば、今までどおり確定申告書の提出が必要です。

年金収入が年間で148万円を超えますか？

いいえ

年金収入が年間で98万円を超えますか？

いいえ

申告の必要はありません。
ただし、源泉徴収されている方は所得税の確定申告をすると所得税が還付されます。

はい

はい

市・県民税の申告をしてください(源泉徴収票どおりの場合は、申告の必要はありません)。ただし、収入金額や扶養親族の状況、各種控除によって所得税の確定申告が必要となる場合があります。

①②③のいずれにも当てはまらない方

家族の扶養に入っていますか？(税法上の扶養)

はい

いいえ

申告の必要はありません。※3

市・県民税の申告をしてください。

※3 税証明書を取得する方や福祉医療制度等を利用される方などは、収入がない場合でも申告が必要な場合があります。

2 月 市 民 相 談

※相談員の都合により相談を休むことがありますので、当日、電話でご確認ください。翌月7日分まで掲載。
※予約制の相談は、受付件数が限られていますので、ご希望の日時に相談できない場合があります。

相 談 名	日 時	場 所	問 合
行政相談	2日、3月1日 午前10時～正午	市役所1階相談室	人事秘書課人事秘書G ☎24-1123
内職相談	1、8、15、22、29日、3月7日 午前10時～正午、午後1時～3時	総合保健福祉センター 2階市民相談室	相談日のみ ☎052-562-5016
弁護士相談(要予約)	6、20日、3月5日 午後1時～3時	総合保健福祉センター 2階福祉活動室	社会福祉協議会 ☎25-8411
心配ごと相談	9日 午前9時～正午 受付は午前11時30分まで	総合保健福祉センター 2階福祉活動室	社会福祉協議会 ☎25-8411
みんなの人権110番	月曜日～金曜日(祝日は除く) 午前8時30分～午後5時15分	法務局・地方法務局および その支局の窓口	☎0570-003-110
高齢者の健康相談	6、20、27日、3月5日 午後1時～3時	老人福祉センター	☎28-7561
高齢者の健康相談	7、14、21、28日、3月6日 午後1時～3時	神島田祖父母の家	☎32-2151
認知症相談	月曜日～金曜日(祝日は除く) 午前10時～午後4時	— (電話相談)	公益社団法人認知症の人と 家族の会・愛知県支部 ☎0562-31-1911
家庭児童相談	月曜日～金曜日(祝日は除く) 午前8時30分～午後5時15分	総合保健福祉センター 3階家庭児童相談室	☎24-0350
年金相談(要予約)	22日 午前10時～午後3時 予約開始は2月1日午前9時から	市役所1階相談室	保険年金課医療・年金G ☎24-1114
法律相談(要予約)	13日 午後1時～4時	市役所1階相談室	総務デジタル課庶務G ☎55-9606
消費生活相談	月曜日～金曜日(祝日は除く) 午前9時～午後4時30分	海部総合庁舎1階	海部地域消費生活センター ☎23-0150
相続・登記相談(要予約) ※ただし、相続税は除く	7日、3月6日 午後1時～3時	津島商工会議所相談室	津島商工会議所 ☎28-2800
創業・経営 個別無料相談会 (要予約)	2、8日 午前9時～午後5時	津島商工会議所相談室	津島商工会議所 ☎28-2800
労働者特別相談・ 労働者金融相談	月曜日～金曜日(祝日は除く) 午前10時～正午、午後1時～4時	— (電話相談)	勤労者安心ネットワークセンター ☎0120-81-1505
ファミリー・サポート・ センター移動事務所	15日 午前10時30分～正午	東地区子育て 支援センター	ファミリー・サポート・センター ☎55-7708
手話通訳者設置日	1、7、8、14、15、21、22、28、29日、 3月6、7日 午前9時～正午、午後1時～4時	市役所福祉課	福祉課福祉G ☎24-1138 ☎24-1115

津島データファイル

人口と 世帯 (外国人を含む)	総 数 …………… 60,129人(-23)
	男 …………… 29,654人(+3)
	女 …………… 30,475人(-26)
	世帯数 …………… 27,251世帯(+16)
	1月1日現在、()内は前月比
市内の 交通事故・ 犯罪 [11月]	事故発件数 ……25件(165件)
	うち死亡者 …… 0人(0人)
	犯罪発件数 …… 22件(304件)
	()内は令和5年中の累計
市内の 火災	11月 …………… 1件(11件)
	()内は令和5年中の累計
救急車の 出勤回数	11月 …………… 296件(3,291件)
	()内は令和5年中の累計

今月の市税や料金など 納期限 令和6年2月29日(木)

固定資産税・都市計画税…第4期 国民健康保険税…第10期
介護保険料…第11期 市営・改良住宅家賃、保育所等利用者負担金…2月分
後期高齢者医療保険料…第8期 下水道事業受益者負担金…第4期

市税の今後の納期

	3月	4月	5月
市民税・県民税	—	—	—
固定資産税・都市計画税	—	第1期	—
国民健康保険税	—	—	第1期
軽自動車税(種別割)	—	—	全期

税や料金の納付には便利な口座振替をご利用ください

水道料金をはじめ、市に対するお支払いの多くにご利用いただけます。
取扱金融機関の窓口にてお申し込みください。

取扱金融機関

いちい信用金庫、三菱UFJ銀行、大垣共立銀行、十六銀行、三十三銀行、愛知銀行、名古屋銀行、中京銀行、東海労働金庫、海部東農業協同組合、あいち海部農業協同組合、ゆうちょ銀行(郵便局)